

郡山市令和元年台風第19号災害に係る被災家屋等又は災害等廃棄物の解体撤去等を自ら実施した者に対する負担金の償還に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市の区域内に存する令和元年台風第19号（以下「台風19号」という。）により損壊した被災家屋又は被災工作物等（以下「被災家屋等」という。）並びに被災民有地内に流入した災害等廃棄物について、市が解体、撤去及び処分（以下「解体撤去等」という。）を実施する前に、生活環境の保全上の支障を除去するため、被災家屋等又は災害等廃棄物の解体撤去等を自ら実施した者に対し、解体撤去等に要した費用を負担金として償還することについて、郡山市補助金等の交付に関する規則（昭和48年郡山市規則第18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、規則において別に定めるとされている事項その他必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 被災家屋 台風19号により損壊した不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第111条に規定する建物（事業の用に供する建物である場合は、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者又はこれに準ずる公益法人等が所有するものに限る。）で、かつ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第22条に規定する災害その他の事由により特に必要となった廃棄物の処理の対象として認められるものであって、次のいずれかに該当するものをいう。

ア リ災証明書又は被災証明書（市長が発行するものをいう。）の被害状況が全壊、大規模半壊又は半壊の認定を受けたもの

イ 倒壊による危険及び生活環境の保全上の支障となることを防止するため、やむを得ず取り壊す必要があったもの

(2) 被災工作物等 台風19号により損壊した工作物、地下埋設物、がれき等で、早急に撤去をしなければ人的若しくは物的被害を引き起こすおそれがあったもの又は生活環境の保全上の支障を及ぼすと思料されたものをいう。

(3) 災害等廃棄物 台風19号により損壊し、若しくは変質し、本来の用をなさなくなったことを理由として廃棄せざるを得なくなったもので、土砂、流木、岩石その他の自然由来の物質が混然となったものをいう。

(4) 被災民有地 国又は地方公共団体が所有する土地以外の土地であり、かつ、個人又は事業者（中小企業基本法第2条に規定する中小企業者又はこれに準ずる公益法人等に限る。）が所有する本市の区域内に存する土地（居住又は事業のための建物の用に供するものに限る。）であって、災害等廃棄物が流入し、又は漂着した状態にあったものをいう。

(対象経費等)

第3条 この要綱に基づく償還の対象は、前条第1号から第3号までのいずれかに該当するものについて、自らの費用負担により解体撤去等を行ったもののうち、生活環境の保全上の支障を除去するため必要があったと市長が認めたものとする。ただし、令和2年1月13日までに、自らの費用負担による解体撤去等に係る業者（以下「施工業者」という。）との契約が締結されたものに限る。

- 2 庭木、庭石の類の撤去（被災家屋等又は災害等廃棄物の撤去の作業上、必要と認められるものを除く。）については、この要綱に基づく償還の対象としない。
- 3 この要綱に基づく償還の対象となる被災家屋の解体撤去等は、被災家屋の全てについて行ったものとし、一部の解体撤去等は、償還の対象としない。
- 4 償還の対象となる経費は、被災家屋等又は災害等廃棄物の解体撤去等に係る次に掲げる経費とする。
 - (1) 上屋解体費
 - (2) 基礎部分解体費（上屋解体に伴うものに限る。）
 - (3) 附属物等撤去費（上屋解体に伴うものに限る。）
 - (4) 廃棄物処理費（収集運搬及び処分に係る経費に限る。）
 - (5) その他市長が必要と認めた経費
- 5 前項各号に定める経費について、別に定める基準額を基礎として積算した額と、負担金の償還を受けようとする者（以下「申請者」という。）が施工業者に支払った解体撤去等の費用とを比較して、少ない方の額を償還の上限額とする。

（償還の申請）

第4条 申請者は、市長が別に定める書類を添えて、令和2年5月29日までに市長に申請するものとする。

- 2 前項に規定する負担金の償還の申請は、補助事業等の実績に基づき精算額で行うものとする。

（決定の取消し）

第5条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、規則第7条の規定による決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 虚偽の申請又は不正の手段によって決定を受けたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、決定を取り消すことが適当であると認められるとき。

（自費解体の事業期間）

第6条 この要綱に基づく事業の期間は、り災証明書におけるり災時から原則として公費解体の申請受付開始の前日である令和2年1月13日までの間に被災家屋等及び災害等廃棄物の解体撤去等を施工業者と契約を締結したものについて、令和2年1月14日から同年5月29日までに申請を受け付けたものに係る期間とする。ただし、天災その他やむを得ない事情により当該期間内に当該契約又は当該申請をできなかった場合で、市長が特に認めた場合は、この限りでない。

（委任）

第7条 この要綱に定めるもののほか、被災家屋等又は災害等廃棄物の解体撤去等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年1月14日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年3月25日から施行する。